

あなたの意志を未来の社会に。

ご自分の遺産を地域や社会のために役立てたいとお考えの方へ

「将来遺す財産を、地域のために役立てたい」「子どもたちの未来のために、遺産や相続財産を寄付したい」「自分の遺産を生まれ育ったまちのために有効活用したい」など、ご自身の遺産を社会のために役立てたいとお考えでしたら、ぜひご相談ください。

ちばのWA地域づくり基金を通して、地域の課題解決に取り組む市民活動、地域づくり活動に届けることで、豊かな未来の地域社会づくりにご遺産を役立てることができます。

遺贈によるご寄付

ご自身の意思で財産を分配する方法

遺言書の内容により、受取人や使途を指定することができます。一部またはすべての財産の受取人として「公益財団法人ちばのWA地域づくり基金」をご指定いただくことで、豊かな未来の地域社会づくりに役立てることができます。

相続財産からのご寄付

相続した財産からご寄付いただく方法

「相続した財産の寄付」は、相続された財産を特定の個人や団体を指定して資産を分け与えることです。故人の遺志を活かす形で相続された財産を豊かな未来の地域社会づくりに役立てることができます。

お香典返しからのご寄付

お香典をご寄付いただく方法

お香典返しに代わる新しい「お返し」として、地域や社会のためにお香典を寄付することができます。葬儀に寄せられたお香典等へのお返しをちばのWA地域づくり基金へ寄付することで、故人や遺族の意志を反映することができます。

※遺言書の作成について

配偶者や子どもなどの「法定相続人」には、遺言書の内容にかかわらず一定の遺産が相続できる「遺留分」が定められています。そのため遺産をどのように配分するかを事前に検討していただく必要があります。遺産の配分や遺言書の作成に関しては、弁護士・税理士・司法書士・行政書士・信託銀行など、法律関係に詳しく、信頼できる専門家にご相談ください。

【相続税の優遇措置について】

- ・ちばのWA地域づくり基金に遺贈（寄付）いただいた財産は、相続税の非課税財産の対象となります。
- ・相続財産をご寄付いただいた場合は、故人ご逝去後10ヶ月以内にちばのWA地域づくり基金発行の領収書と「公益法人証明書」を税務署へご提出くださいと、相続財産のうちのご寄付分についての控除を受けることができます。

【ご寄付の使途について】

ご寄付の使途をご指定いただくことができます。その上で、ちばのWA地域づくり基金が責任を持って、千葉県内の地域課題解決に取り組む市民公益活動団体（NPO等）への助成を行います。

【個人情報の取り扱いについて】

ご提供いただいた個人情報は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金にて適切に管理し、寄付の手続き等の連絡業務と当財団からのお知らせや案内以外には一切使用いたしません。



お問い合わせ先



公益財団法人

ちばのWA地域づくり基金

電話：043-270-4640 (受付時間 平日 9:30~18:00)

E-mail:info@chibanowafund.org

URL:<http://chibanowafund.org>

〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金は、2012年に多くの市民からの寄付で設立した公益財団法人です。市民・企業からの意思ある寄付を千葉県内の地域課題の解決に取り組む市民公益活動団体に届けることで、豊かな地域社会づくりに取り組んでいます。